

平成14年6月7日

株 主 各 位

東京都千代田区丸の内一丁目11番1号

マネックス証券株式会社

代表取締役
社 長

松 本 大

第3回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第3回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示・ご押印のうえ、折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成14年6月22日(土)午前10時

2. 場 所 東京都新宿区霞岳町15番地

日本青年館大ホール

(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第3期(平成13年4月1日から平成14年3月31日まで)営業報告書、貸借対照表および損益計算書報告の件

決 議 事 項

第1号議案 第3期損失処理案承認の件

第2号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記「議決権の行使についての参考書類」(19ページ~26ページ)に記載のとおりであります。

第3号議案 取締役6名選任の件

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ですが、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますよう、お願い申し上げます。

第 3 期 営 業 報 告 書

(平成13年4月1日から  
平成14年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過および成果

当期のわが国経済は、個人消費の低迷、失業率の高まりに加え、米国においては、同時多発テロ事件、エンロン社問題が発生し、景気は特に厳しさを増してまいりました。

国内株式市場においても、日経平均株価指数は一時10,000円を割り込む場面もみられ、東京証券取引所における個人投資家の株式売買も軟調に推移いたしました。

このような状況のもと、クレジットカード一体型キャッシュカードの発行やアカウントアグリゲーションサービスを始めとした、新しい時代における個人のための金融総合インフラを実現するためのサービスおよびリアルタイム株価更新情報のサービス提供など、積極的に投資を拡大してまいりました。

また、当期におきましては、平成13年4月、株式交換によりセゾン証券株式会社を完全子会社化、平成13年6月に同社と合併いたしました。この合併により、顧客開設口座数および取引件数の規模拡大を図りました。

以上の結果、当期末の顧客開設口座数は、前期末と比較して80,612口座増加し、194,557口座となりました。また、当期末における顧客からの預かり資産は、前期末比1,551億円増加の4,470億円に達しました。

顧客開設口座数および株式注文件数等の推移は以下のとおりであります。

| 年 月                            | 平成13年4月  | 平成13年5月  | 平成13年6月  | 平成13年7月 | 平成13年8月 | 平成13年9月 |
|--------------------------------|----------|----------|----------|---------|---------|---------|
| 月末顧客開設口座数<br>(単位：口座)           | 116,952  | 120,154  | 168,061  | 171,985 | 175,289 | 178,415 |
| 1 営業日当たり<br>平均株式注文件数<br>(単位：件) | 31,419   | 29,687   | 22,067   | 21,348  | 22,491  | 22,923  |
| 1 営業日当たり<br>平均株式約定件数<br>(単位：件) | 9,225    | 9,393    | 6,564    | 6,562   | 6,793   | 7,754   |
| 年 月                            | 平成13年10月 | 平成13年11月 | 平成13年12月 | 平成14年1月 | 平成14年2月 | 平成14年3月 |
| 月末顧客開設口座数<br>(単位：口座)           | 181,458  | 183,616  | 185,671  | 188,604 | 191,771 | 194,557 |
| 1 営業日当たり<br>平均株式注文件数<br>(単位：件) | 25,060   | 24,503   | 24,157   | 23,050  | 23,784  | 31,320  |
| 1 営業日当たり<br>平均株式約定件数<br>(単位：件) | 7,754    | 7,123    | 7,640    | 6,733   | 6,898   | 10,102  |

(受入手数料)

[株式等委託業務]

当期の株式取引は、前期に引続き注文件数、約定件数ともに順調なスタートを見せたものの、平成13年6月以降、軟調な市況の影響を受けて飛躍的な拡大には至りませんでした。

平成13年9月から12月にかけては、東京証券取引所における売買高が回復するに伴い、注文件数および約定件数は若干回復したものの年明けには再び減少いたしました。

このような厳しい環境の下、株式委託手数料は2,833百万円を計上し、その他、ETF等の委託手数料も含めて、委託手数料は合計で2,847百万円を計上いたしました。

#### [投資信託]

平成13年4月に定額積立サービスを開始した後、セゾン証券株式会社との合併に伴い、銀行口座からの引落しによる投資信託定期買付サービスである「カードde自動つみたて」サービスを引継ぎ、注文件数は順調に推移いたしました。

当期末におけるMRF、ETFを除く預かり資産は、314億円、MRFの預かり資産は761億円となっております。

当社では可能な限り販売手数料を無料化(ノーロード化)する方針であります。こうした背景もあり当期の注文件数は増加したものの、ノーロードの投信の販売割合が増加したために販売手数料は減少の傾向にあります。

一方、販売残高に応じて受け取る代行手数料は預かり資産の増加に伴い増加傾向にあります。

当期の投資信託の手数料は180百万円を計上いたしました。

#### [引受業務等投資銀行業務]

当期は、軟調な株式市況の影響を受け、株式引受市場における新規上場企業の資金調達額は前年度に比べて約42%減少、新規上場件数は約10%減少でありました。このような状況のもと、当社は36銘柄の新規公開株式の引受を行い、そのうち3銘柄で10%の引受シェアを獲得いたしました。

その結果、引受業務にかかる手数料は141百万円を計上いたしました。

その他、投資銀行業務としてコンサルタント契約にかかる手数料33百万円を計上しております。

以上の結果、受入手数料は3,222百万円を計上いたしました。内訳は以下のとおりであります。

(単位：百万円)

| 区 分               | 株券    | 債券 | 受益証券 | その他 | 計     |
|-------------------|-------|----|------|-----|-------|
| 委 託 手 数 料         | 2,833 | 0  | 13   | -   | 2,847 |
| 引 受 ・ 売 出 手 数 料   | 141   | -  | -    | -   | 141   |
| 募集・売出しの取扱手数料      | -     | -  | 68   | -   | 68    |
| そ の 他 の 受 入 手 数 料 | 8     | 0  | 111  | 44  | 165   |
| 計                 | 2,982 | 0  | 194  | 44  | 3,222 |

(その他の役務収益)

当社のウェブサイトでの広告スペースの提供23件および当社が配信する電子メールマガジン「マネックスメール」に掲載する広告26件を取扱った結果、広告料収入33百万円を計上しております。

その他に、上場企業向けIR情報サービスにおいて13百万円の収益を計上し、当期のその他の役務収益は46百万円を計上しております。

(販売費および一般管理費)

ATMサービス、ミニ株、投資信託定額積立サービス、アカウントアグリゲーション「マネーステーション」など新サービス導入のためリース契約が増加しリース料支払額が増加した結果、器具・備品費は1,170百万円(前期840百万円)を計上しております。また、事務委託費は勘定系システム、システムの保守・運用、バックオフィス業務等の外部委託により1,396百万円(前期1,033百万円)を計上いたしました。

さらに、当期は顧客向けの情報サービスを拡充した結果、情報料は401百万円(前期279百万円)となりました。

一方、前期に東京証券取引所への株式注文の直結システムを構築したことにより、当期は取次証券会社への手数料が減少し、支払手数料は138百万円(前期328百万円)を計上しております。広告宣伝費は57百万円(前期96百万円)と引き続き低水準であります。

以上の結果、販売費及び一般管理費は4,516百万円(前期3,679百万円)を計上いたしました。

(その他)

特別損失として203百万円を計上しておりますが、これにはセゾン証券株式会社との合併に伴う費用23百万円その他、リース資産の棚卸の結果、今後利用する見込みのない資産にかかるリース契約を解約した際の損失114百万円が含まれております。

以上の結果、当期の業績は営業収益3,281百万円(前期2,999百万円)、営業収益から金融費用等を控除した純営業収益3,280百万円、営業損失1,236百万円(前期679百万円)、経常損失1,200百万円(前期790百万円)、当期損失1,406百万円(前期840百万円)となりました。

(2) 設備投資の状況

当社の設備投資については、顧客が快適にインターネットでの証券取引を利用できるように、顧客口座数、注文件数、情報の参照回数等を総合的に勘案して策定しております。原則として固定資産として所有を行わずリース契約としております。当期は新たに1,387百万円のリース契約を締結しており、主なものとしては、ミニ株システム(平成13年6月)、ATMシステム機器および接続システム(平成13年9月)カードde自動つみたて対応(平成13年10月)があげられます。

(3) 資金調達の状況

当期はセゾン証券株式会社との株式交換および合併により、資本準備金が1,764百万円増加しております。実質的には、合併時点における同社の現金・預金勘定1,530百万円が手元資金として増加いたしました。

#### (4) 会社が対処すべき課題

当社は、個人の生活に密着した金融サービスの提供を目指しております。インターネット人口が今後も大きく増加し、また労働可能人口が減少していく中でGDPを維持するためには、現在よりも多くの女性や高齢者が労働人口となることが予測され、その結果、個人金融の場がオフラインからオンラインへとシフトする傾向にあります。一方、確定拠出年金制度（日本版401K）や単元株制度の導入により、株式および投資信託への個人金融資産の再配分が進行するものと予測されます。当社ではこうした環境の変化を見据えて、新しい時代における個人のための金融総合インフラを設計し、実現していきたいと考えております。

具体的には、単なるトレーディングエンジンの提供に留まらず、資産運用・管理のインフラを提供し、アカウントアグリゲーションによるお客様の資産の集中管理、キャッシュ・マネジメント・アカウントおよびATMサービスなどの提供による生活口座プラットフォーム化など従来の証券会社の概念にとらわれず、個人の日々の生活をサポートする「身近な生活口座」、個人向け総合金融サービスの提供を目指します。

(5) 営業成績および財産の状況の推移

| 区 分                  | 第 1 期<br>(平成11年4月5日<br>～平成12年3月31日) | 第 2 期<br>(平成12年4月1日<br>～平成13年3月31日) | 第 3 期 (当期)<br>(平成13年4月1日<br>～平成14年3月31日) |
|----------------------|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------|
| 営 業 収 益<br>(うち受入手数料) | 691百万円<br>( 664百万円)                 | 2,999百万円<br>(2,946百万円)              | 3,281百万円<br>(3,222百万円)                   |
| 経 常 損 失              | 794百万円                              | 790百万円                              | 1,200百万円                                 |
| 当 期 損 失              | 807百万円                              | 840百万円                              | 1,406百万円                                 |
| 1株当たり当期損失            | 62,169円67銭                          | 610円46銭                             | 930円11銭                                  |
| 総 資 産                | 5,693百万円                            | 11,176百万円                           | 13,124百万円                                |
| 純 資 産                | 4,419百万円                            | 9,857百万円                            | 10,323百万円                                |
| 1株当たり純資産             | 220,221円51銭                         | 6,872円44銭                           | 6,766円85銭                                |

- (注) 1. 1株当たり当期損失は期中平均発行済株式総数に基づき、1株当たり純資産は期末発行済株式総数に基づき、それぞれ算出しております。なお、第3期の1株当たり当期損失および1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期中平均発行済株式総数および期末発行済株式総数に基づき算出しております。
2. 第2期の平成12年5月18日、平成12年6月8日および平成12年6月27日付で、1株当たり発行価格1円の新株発行(株主割当)をそれぞれ行った結果、発行済株式総数が、1,264,347株増加しております。
3. 第2期の平成12年8月4日付で公募により新株式を発行しております。これにより発行済株式数が150,000株、総資産および純資産がそれぞれ6,277百万円増加しております。
4. 第3期の平成13年4月1日付で、セゾン証券株式会社との株式交換により新株式を発行しております。これにより発行済株式総数が71,561株、総資産および純資産がそれぞれ1,764百万円増加しております。

2. 会社の概況（平成14年3月31日現在）

(1) 主要な事業内容

有価証券の売買等

有価証券の売買等の取次ぎ

有価証券の募集又は売出しの取扱い

有価証券の元引受業務等

広告取扱業務

(2) 株式の状況

会社が発行できる株式の総数 5,137,664株

発行済株式の総数 1,525,647株

(注) 当期中の増加

平成13年4月1日においてセゾン証券株式会社との株式交換により新株式71,561株を発行いたしました。ストック・オプションの権利行使により、新株式19,670株を発行いたしました。

株主数 22,761名

大株主

| 株 主 名                   | 持株数（持株比率） |           | 当社の当該大株主への出資状況（出資比率） |       |
|-------------------------|-----------|-----------|----------------------|-------|
|                         | 株         | %         | 株                    | %     |
| ソ ニ ー 株 式 会 社           | 470,400   | ( 30.83 ) | -                    | ( - ) |
| 松 本 大                   | 260,480   | ( 17.07 ) | -                    | ( - ) |
| 鈴 木 幸 一                 | 107,520   | ( 7.05 )  | -                    | ( - ) |
| 株式会社インターネットイニシアティブ      | 71,680    | ( 4.70 )  | -                    | ( - ) |
| 株 式 会 社 リ ク ル ー ト       | 68,544    | ( 4.49 )  | -                    | ( - ) |
| J.P.モルガン・マレーシア・エルティエディー | 67,122    | ( 4.40 )  | -                    | ( - ) |
| 株 式 会 社 ク レ ディ セ ゾ ン    | 39,674    | ( 2.60 )  | -                    | ( - ) |

(3) 自己株式の取得、処分等および保有

取得株式

端株の買取による取得

普通株式 4株

取得価額の総額 233千円

処分株式

普通株式 4株

処分価額の総額 189千円

決算期における保有株式

普通株式 0株

(4) 従業員の状況

| 従業員数 | 平均年齢  | 平均勤続年数 |
|------|-------|--------|
| 44人  | 34.9才 | 1.8年   |

(注) 従業員数の内訳は 男子 30名、女子 14名であります。

(5) 主要な営業所

| 事業所名      | 所在地     | 建物面積<br>(平方メートル) |
|-----------|---------|------------------|
| 本社        | 東京都千代田区 | 529              |
| マネックスダイヤル | 東京都文京区  | 164              |
| 合計        |         | 693              |

(6) 企業結合の状況

重要な子会社の状況

平成13年4月1日、株式交換によりセゾン証券株式会社を当社の100%子会社といたしました。平成13年6月30日、当社との合併により同社は解散しております。

その他の重要な企業結合の状況

ソニー株式会社は当社の発行済株式の30.8%を所有しており、当社は同社の持分法適用会社であります。

(7) 取締役および監査役

| 地 位                      | 氏 名       | 担 当 ま た は 主 な 職 業                                      |
|--------------------------|-----------|--------------------------------------------------------|
| 取 締 役 社 長<br>(代 表 取 締 役) | 松 本 大     |                                                        |
| 取 締 役                    | 工 藤 恭 子   | チーフ・オペレーティング・オフィサー                                     |
| 取 締 役                    | 南 波 幸 雄   | チーフ・インフォメーション・オフィサー                                    |
| 取 締 役                    | 鈴 木 幸 一   | 株式会社インターネットイニシアティブ 代表取締役                               |
| 取 締 役                    | 椿 茂 実     | ソニー株式会社 コアテクノロジー&ネットワーク<br>カンパニーエナジーカンパニー<br>企画管理部統括部長 |
| 取 締 役                    | 小 山 謙 一   | ソニー・ヒューマンキャピタル株式会社代表取締役                                |
| 常 勤 監 査 役                | 佐 々 木 雅 一 |                                                        |
| 監 査 役                    | 長 坂 武 見   | ソニー株式会社 経理部連結管理担当部長                                    |
| 監 査 役                    | 太 田 清 五 郎 | 株式会社コントロールボックス代表取締役                                    |
| 監 査 役                    | 石 黒 徹     | 濱田松本法律事務所パートナー                                         |

(注) 1. 当期中の取締役の就任は次のとおりです。

平成13年6月23日付 取 締 役 小 山 謙 一

2. 当期中の取締役の辞任は次のとおりです。

平成13年4月10日付 取 締 役 有 川 正 和

3. 監査役の佐々木雅一、長坂武見、太田清五郎および石黒 徹は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

3. 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

該当事項はありません。

~~~~~  
 (注) 本営業報告書中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てております。

第3期貸借対照表

(平成14年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	12,300,831	流動負債	2,673,613
現金・預金	7,334,002	トレーディング商品	82,066
預託金	3,119,495	約定見返勘定	47,400
有価証券	999,726	顧客からの預り金	1,836,317
トレーディング商品	173,023	その他の預り金	350,747
信用取引資産	70,362	未払金	123,246
立替金	16,266	未払費用	231,836
募集等払込金	16,448	未払法人税等	1,620
短期差入保証金	277,149	その他流動負債	378
有価証券等引渡未了勘定	5,870	引当金	127,298
前払費用	139,746	証券取引責任準備金 (証券取引法第51条)	127,298
未収入金	52,381	負債合計	2,800,912
未収収益	89,292	(資本の部)	
前払金	914	資本金	6,155,061
その他流動資産	6,150	法定準備金	7,222,562
固定資産	823,908	資本準備金	7,222,562
有形固定資産	51,861	欠損金	3,053,767
建物	29,905	当期末処理損失	3,053,767
器具・備品	21,955	(うち当期損失)	(1,406,304)
無形固定資産	171,728	自己株式	29
営業権	121,794	資本合計	10,323,827
電話加入権	3,556		
ソフトウェア	45,296	負債・資本合計	13,124,739
その他の無形固定資産	1,082		
投資等	600,318		
投資有価証券	477,904		
出資金	1,000		
長期差入保証金	74,696		
長期立替金	36,300		
その他投資等	47,836		
貸倒引当金	37,420		
資産合計	13,124,739		

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

第3期損益計算書

(平成13年4月1日から
平成14年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目		金	額	
経 常 損 益 の 部	営 業	営 業 収 益	3,281,495	
	損 益 の 部	受 入 手 数 料	3,222,986	
		そ の 他 の 役 務 収 益	46,365	
		ト レ ー ド イ ン グ 損 益	7,681	
		金 融 収 益	3,553	
		そ の 他 の 売 上 高	908	
		金 融 費 用		367
		売 上 原 価		763
		純 営 業 収 益		3,280,364
		販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,516,629
営 業	損 失		1,236,265	
営 業 外 部	営 業	外 収 益	40,918	
	営 業	外 費 用	5,371	
経 常	損 失		1,200,718	
特 別 損 益 の 部	特 別	損 失	203,966	
	証 券 取 引 責 任 準 備 金 繰 入	59,051		
	投 資 有 価 証 券 評 価 減	5,511		
	投 資 有 価 証 券 売 却 損	1,606		
	リ ー ス 解 約 損 失	114,574		
合 併	費 用	23,222		
税 引 前	当 期 損 失		1,404,684	
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税			1,620	
当 期 損 失			1,406,304	
前 期 繰 越 損 失			1,647,463	
当 期 未 処 理 損 失			3,053,767	

(注) 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

当社の貸借対照表および損益計算書は、「株式会社の貸借対照表、損益計算書、営業報告書及び附属明細書に関する規則」（昭和38年法務省令第31号。以下「計算書類規則」という。）の規定のほか「証券会社に関する内閣府令」（平成10年総理府令・大蔵省令第32号）および「証券業経理の統一について」（昭和49年11月14日付日本証券業協会理事会決議）に準拠して作成しております。

【重要な会計方針】

1. 資産の評価基準および評価方法

当社は、時価の変動または市場間の格差等を利用して利益を得ること並びにその損失を減少させることを目的として、自己の計算において行う有価証券、有価証券に準ずる商品、デリバティブ取引、金銭債権および通貨の売買その他の取引等で資金運用目的を除く取引等をトレーディングと定めております。

(1) トレーディングに属する有価証券の評価基準および評価方法

時価法によっております。

(2) トレーディングに属さない有価証券の評価基準および評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法によっております。

その他有価証券

(i) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

建物附属設備および器具・備品については定率法によっております。

(2) 無形固定資産

営業権については、商法の規定する最長期間（5年間）にわたり均等償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) 投資等

長期前払費用については定額法によっております。

3. 繰延資産の処理方法

新株発行費については、支出時に全額費用として計上しております。

4. 引当金の計上方法

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

5. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

6. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

【追加情報】

1. 当期において証券取引法第53条第1項の廃止を受けて特定取引勘定を廃止しております。また、当期より「証券業經理の統一について」の一部改正を受けて、トレーディング商品を設置しております。
この変更により、貸借対照表の「トレーディング商品」が従来の方法によった場合に比べ999,726千円減少しております。
なおこの変更による当期損失への影響はありません。
2. 当期より「証券会社に関する内閣府令」の改正（平成13年9月30日施行）および「証券業經理の統一について」の改正（日本証券業協会理事会決議 平成13年9月30日施行）に伴い、財務諸表の様式等が改定されております。主な変更点は以下のとおりであります。
 - (1) 証券取引法第47条第3項に基づき信託会社に信託された顧客分別金信託額は、従来は「現金・預金」に含まれていましたが、「預け金」とあわせて「預託金」に計上しております。この変更により、従来の方法によった場合に比べ、「現金・預金」の残高が3,000,000千円減少しております。
 - (2) 営業収益から金融費用および売上原価を控除したものを「純営業収益」として計上しております。
 - (3) 従来の「法人税等」は「法人税、住民税及び事業税」に科目名を変更しております。
3. 計算書類規則の改正に伴い「自己株式」は、当期より資本の部の末尾に控除項目として記載しております。

【貸借対照表の注記事項】

1. 有形固定資産の減価償却累計額 16,798千円
2. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、オンライン・トレーディング・システム等をリース契約により使用しております。
3. 取締役に対する金銭債務 81,074千円
4. 担保に供している資産

トレーディング商品 15,096千円
投資有価証券 18,713千円

5. ストック・オプションのために付与した新株引受権の状況

発行すべき株式の内容	新株発行予定残高	発行価額	資本組入額
普通株式	50,729株	5,469円	2,735円
普通株式	15,168株	39,064円	19,532円
普通株式	19,050株	56,700円	28,350円

6. 一株当たりの当期損失 930円11銭

7. 配当制限

トレーディング商品の時価評価により純資産額が153千円増加しております。なお、当該金額は商法第290条第1項第6号の規定により配当に充当することが制限されております。

【損益計算書の注記事項】

1. 子会社との取引高、営業取引以外の取引高30,000千円

第3期損失処理案

(単位：円)

摘 要	金 額
当 期 未 処 理 損 失	3,053,767,637
これを次のとおり処理します。	
次 期 繰 越 損 失	3,053,767,637

会計監査人の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

平成14年 5月10日

マネックス証券株式会社

代表取締役社長 松 本 大 殿

朝 日 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 増 田 宏 一 ⑩
関与社員

関与社員 公認会計士 楠 原 利 和 ⑩

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条の規定に基づき、マネックス証券株式会社の平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第3期営業年度の貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び損失処理案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。

この監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠し、通常実施すべき監査手続を実施した。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 損失処理案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの第3期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法および結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から営業の報告を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社から営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等から報告を求め、当該取引の状況を詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

(1) 会計監査人朝日監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(2) 営業報告書は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認めます。

(3) 損失処理に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。

(4) 附属明細書は記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。

(5) 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引並びに自己株式の取得及び処分等についても取締役の義務違反は認められません。

平成14年5月16日

マネックス証券株式会社 監査役会

監査役(常勤) 佐々木 雅 一 ㊟

監査役 長坂 武見 ㊟

監査役 太田 清五郎 ㊟

監査役 石黒 徹 ㊟

(注) 監査役全員、株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律第18条第1項に定める社外監査役であります。

以上

以上

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,525,563個

2. 議案および参考事項

第1号議案 第3期損失処理案承認の件

議案の内容は、添付書類16ページに記載のとおりであります。

当期の業績は、顧客開設口座数、顧客からの預かり資産等が比較的順調な伸びを示したものの、引続き軟調な国内株式市況の影響を受けた株式委託手数料の伸び悩み、新サービスの拡充等に伴う費用の増加等により、1,406百万円の当期損失を計上する結果となりました。

当期の未処理損失につきまして全額を次期繰越損失とするとともに、当期の配当につきましては誠に遺憾ながら引続き無配とさせていただきたく、株主の皆様にはよろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

(1) 「商法等の一部を改正する等の法律」(平成13年法律第79号)が平成13年10月1日に施行され、額面株式の廃止、端株制度の改正などがなされたことに伴い、現行定款第6条(発行する株式及び額面株式1株の金額)、第7条(端株主の権利)、第8条(端株券の不発行)を削除し、第20条(取締役の選任)、第31条(監査役の選任)について所要の変更を行うものであります。

(2) 「商法等の一部を改正する法律」(平成13年法律第128号)が平成14年4月1日に施行され、新株予約権制度の創設、会社関係書類の電子化が認められたことに伴い、現行定款第12条(新株引受権)、第40条(転換社債の転換と配当金)を削除し、第9条(名義書換代理人)、第10条(株式取扱規則)、第11条(基準日)、第15条(株主総会の招集通知)、第18条(議事録)、第28条(取締役会の議事録)、第36条(監査役会の議事録)、第39条(利益配当)について所要の変更を行うものであります。

(3) 「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成13年法律第149号)が平成14年5月1日に施行され、監査役の任期が延長されたことに伴い、現行定款第32条(監査役

の任期)について所要の変更を行うものであります。なお、平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役の任期は従前の例(3年)によることとなるため、その旨附則で規定するものであります。

また、同法の施行により、定款の規定に基づく取締役、監査役の責任軽減制度が制定されたことに伴い、取締役、監査役の責任を合理的な範囲にとどめるため、取締役、監査役の責任免除の規定を新設するものであります(変更後の定款第26条、第35条の新設)。なお、取締役の責任免除の規定の新設につきましては、監査役の全員一致をもって行う監査役会の同意を得ております。

- (4) 代表取締役社長の呼称を変更することに伴い、現行定款第14条(招集権者及び議長)、第23条(役付取締役の選任)、第24条(取締役会の招集権者及び議長)について所要の変更を行うものであります。
- (5) 取締役の員数に上限(8名)を設けることに伴い、現行定款第19条(取締役の員数)について所要の変更を行うものであります。
- (6) 条文の新設、削除に伴う従来の条数の繰上げ、その他必要な字句の訂正を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分であります。)

現 行 定 款	変 更 案
<p>(発行する株式及び額面株式1株の金額)</p> <p><u>第6条 当社は、額面株式もしくは無額面株式又はその双方を発行することができる。</u></p> <p><u>2 当社の発行する額面株式1株の金額は金5万円とする。</u></p>	< 削除 >
<p>(端株主の権利)</p> <p><u>第7条 当社の端株主は、利益配当金を受け権利を有する。</u></p> <p><u>2 取締役会の決議により、株主に新株、転換社債及び新株引受権付社債の引受権が与えられた場合は、端株主はその引受権を有する。</u></p>	< 削除 >
<p>(端株券の不発行)</p> <p><u>第8条 当社の端株については、端株券を発行しない。</u></p>	< 削除 >

現 行 定 款	変 更 案
<p>(名義書換代理人) 第9条 当社は株式及び端株につき名義書換代理人を置く。 2 名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿への記載、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれは取扱わない。</p>	<p>(名義書換代理人) 第6条(現行どおり) 2 (現行どおり) 3 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)及び端株原簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、株券の交付、実質株主名簿への記載又は記録、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する事務は名義書換代理人に取扱わせ、当会社においてはこれは取扱わない。</p>
<p>(株式取扱規則) 第10条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券交付、実質株主名簿への記載、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する請求、届出の手續並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>	<p>(株式取扱規則) 第7条 当社の株券の種類、株式の名義書換、株券交付、実質株主名簿への記載<u>又は記録</u>、実質株主通知の受理、端株の買取り、その他株式及び端株に関する請求、届出の手續並びに手数料は、取締役会の定める株式取扱規則による。</p>
<p>(基準日) 第11条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載された株主(実質株主を含む。以下同じ。)とする。 2 前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議により<u>あらかじめ</u>公告して基準日を定めることができる。</p>	<p>(基準日) 第8条 当社の定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主は、毎決算期の最終の株主名簿に記載<u>又は記録</u>された株主(実質株主を含む。以下同じ。)とする。 2 前項及び本定款に定める他、必要があるときは、取締役会の決議により<u>予め</u>公告して基準日を定めることができる。</p>
<p>(新株引受権) 第12条 当社は、株主総会の決議により、当社の取締役又は使用人に対し、<u>商法第280条ノ19の規定に基づく新株引受権を与えることができる。</u></p>	<p><削除></p>
<p>第13条(条文省略)</p>	<p>第9条(現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第14条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役社長が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役社長に事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(招集権者及び議長)</p> <p>第10条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議に基づいて代表取締役CEOが招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役CEOに事故があるときは、予め取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>(株主総会の招集通知)</p> <p>第15条 株主総会の招集通知は、株主名簿記載の各株主に対し、会日の2週間前までに発送する。</p> <p>2 株主名簿記載の株主の全員一致の文書による同意があるときは、当該総会について、前項の招集通知を省略し、又は前項の招集期間を短縮することができる。</p> <p>3 株主総会招集通知には、会議の目的たる事項を記載する。</p>	<p>(株主総会の招集通知)</p> <p>第11条 株主総会の招集通知は、株主名簿に記載又は記録された各株主に対し、会日の2週間前までに発送する。</p> <p>2 株主名簿に記載又は記録された株主の全員一致の文書による同意があるときは、当該総会について、前項の招集通知を省略し、又は前項の招集期間を短縮することができる。</p> <p>3 株主総会招集通知には、会議の目的たる事項を記載又は記録する。</p>
<p>第16条 └ (条文省略)</p> <p>第17条</p>	<p>第12条 └ (現行どおり)</p> <p>第13条</p>
<p>(議事録)</p> <p>第18条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席取締役がこれに署名もしくは記名捺印する。</p> <p>2 株主総会の議事録は、その原本を10年間本店に備え置き、その謄本を5年間支店に備え置く。</p>	<p>(議事録)</p> <p>第14条 株主総会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長及び出席取締役がこれに署名又は記名捺印もしくは電子署名を行う。</p> <p>2 株主総会の議事録は、10年間本店に備え置き、その謄本(謄本の作成に代えて電磁的記録を作成する場合における当該電磁的記録を含む。)を5年間支店に備え置く。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当会社の取締役は3名以上とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第15条 当会社の取締役は3名以上8名以下とする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 当社の取締役は、株主総会において<u>発行済株式総数のうち議決権のある株式の総数の3分の1以上に当たる株式</u>を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>2 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第16条 当社の取締役は、株主総会において<u>総株主の議決権の3分の1以上を有する株主</u>が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第21条 ↓ (条文省略)</p> <p>第22条</p>	<p>第17条 ↓ (現行どおり)</p> <p>第18条</p>
<p>(役付取締役の選任)</p> <p>第23条 取締役会は、代表取締役の中から代表取締役<u>社長</u>1名を選任する。取締役会は、取締役の中から、その他の役付取締役を選任することができる。</p>	<p>(役付取締役の選任)</p> <p>第19条 取締役会は、代表取締役の中から代表取締役<u>CEO</u>1名を選任する。取締役会は、取締役の中から、その他の役付取締役を選任することができる。</p>
<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第24条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役<u>社長</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役<u>社長</u>に事故あるときは、<u>あらかじめ</u>取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>	<p>(取締役会の招集権者及び議長)</p> <p>第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役<u>CEO</u>が招集し、議長となる。</p> <p>2 代表取締役<u>CEO</u>に事故あるときは、<u>予め</u>取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。</p>
<p>第25条 ↓ (条文省略)</p> <p>第27条</p>	<p>第21条 ↓ (現行どおり)</p> <p>第23条</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに署名もしくは記名捺印する。</p> <p>2 取締役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第24条 取締役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、議長並びに出席取締役及び出席監査役がこれに署名又は記名捺印もしくは電子署名を行う。</p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第29条 (条文省略)</p>	<p>第25条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>< 新設 ></p>	<p>(取締役の責任免除) <u>第26条 当社は商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第1項第5号の行為に関する取締役(取締役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u> <u>2 当社は商法第266条第19項の規定により、社外取締役との間に、同条第1項第5号の行為による賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、1,000万円以上で予め定めた金額又は法令が規定する額のいずれか高い額とする。</u></p>
<p>第30条 (条文省略)</p>	<p>第27条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役の選任) 第31条 当社の監査役は、株主総会において発行済株式総数のうち議決権のある株式の総数の3分の1以上に当たる株式を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p>	<p>(監査役の選任) 第28条 当社の監査役は、株主総会において総株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数によって選任する。</p>
<p>(監査役の任期) 第32条 監査役の任期は、就任後3年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。</p>	<p>(監査役の任期) 第29条 監査役の任期は、就任後4年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 2 (現行どおり)</p>
<p>第33条 (条文省略)</p>	<p>第30条 (現行どおり)</p>
<p>(監査役会) 第34条 監査役会は、常勤監査役が招集する。ただし、必要あるときは、他の監査役も招集することができる。</p>	<p>(監査役会) 第31条 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までにその通知を発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>3 監査役会の議長は、監査役会があらかじめ定めたところにより、常勤監査役がこれに任じ、常勤監査役に事故あるときは、あらかじめ監査役会の定める順序により、他の監査役がこれに代わる。</p> <p>4 監査役会に関する事項は、法令または定款の他、監査役会において定める監査役会規則による。</p>	<p>2 (現行どおり)</p> <p>3 監査役会の議長は、監査役会が予め定めたところにより、常勤監査役がこれに任じ、常勤監査役に事故あるときは、<u>予め監査役会の定める順序により、他の監査役がこれに代わる。</u></p> <p>4 監査役会に関する事項は、法令又は定款の他、監査役会において定める監査役会規則による。</p>
<p>第35条(条文省略)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第36条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載し、出席監査役がこれに署名もしくは記名捺印する。</p> <p>2 監査役会の議事録は、10年間本店に備え置く。</p>	<p>第32条(現行どおり)</p> <p>(監査役会の議事録)</p> <p>第33条 監査役会の議事録は、議事の経過の要領及びその結果を記載又は記録し、出席監査役がこれに署名又は記名捺印<u>もしくは電子署名を行う。</u></p> <p>2 (現行どおり)</p>
<p>第37条(条文省略)</p>	<p>第34条(現行どおり)</p>
<p><新設></p>	<p>(監査役の責任免除)</p> <p><u>第35条 当社は商法第280条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役(監査役であった者を含む。)の責任を法令の限度において免除することができる。</u></p>
<p>第38条(条文省略)</p>	<p>第36条(現行どおり)</p>
<p>(利益配当)</p> <p>第39条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿記載の株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿記載の端株主に対して支払う。</p>	<p>(利益配当)</p> <p>第37条 利益配当金は、毎決算期の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者及び毎決算期の最終の端株原簿に記載又は記録された端株主に対して支払う。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(<u>転換社債の転換と配当金</u>) <u>第40条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の利益配当金の計算については、転換請求のなされた日の属する営業年度の初めに於て転換があったものとみなす。</u></p>	<p>< 削除 ></p>
<p>第41条 (条文省略)</p>	<p>第38条 (現行どおり)</p>
<p>< 新設 ></p>	<p>(<u>附則</u>) <u>第29条の規定にかかわらず平成15年3月期に関する定時株主総会終結前に在任する監査役については、なお従前のとおり任期は3年とする。</u></p>

第3号議案 取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 株式の数
1	まつもと おおき 松本大 (昭和38年12月19日生)	昭和62年3月 東京大学法学部卒業 昭和62年4月 ソロモン・ブラザーズ・アジア証券会社入社 平成2年4月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成6年11月 同 東京支店 常務取締役 平成6年11月 ゴールドマン・サックス・グループ、L.P.ゼネラルパートナー 平成10年11月 同 リミテッド・パートナー 平成11年4月 当社代表取締役社長（現任）	260,480株
2	くどう きょうこ 工藤恭子 (昭和39年6月22日生)	昭和62年3月 東京大学法学部卒業 昭和62年4月 シティバンク、エヌ・エイ入社 平成4年10月 クーパース・アンド・ライブランド・インターナショナル（現プライスウォーターハウスクーパース）入社 平成9年6月 ゴールドマン・サックス証券会社入社 平成11年4月 当社取締役マネージング・ディレクター 平成11年6月 同 取締役退任 平成12年5月 同 取締役チーフ・オペレーティング・オフィサー（現任）	26,148株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 株式の数
3	<p style="text-align: center;">お やま けん いち 小 山 謙 一 (昭和12年1月2日生)</p>	<p>昭和34年3月 青山学院大学経済学部卒業 昭和34年4月 ソニー株式会社入社 平成5年6月 同 取締役 平成6年6月 株式会社オリエントコーポレーション取締役(現任) 平成8年6月 ソニー株式会社常務取締役 平成9年6月 同 執行役員専務 平成12年10月 ソニー・ヒューマンキャピタル株式会社代表取締役(現任) 平成13年6月 当社取締役(現任)</p>	100株
4	<p style="text-align: center;">はし たに よし のり 橋 谷 義 典 (昭和34年1月27日生)</p>	<p>昭和57年3月 東京大学法学部卒業 昭和57年4月 ソニー株式会社入社 平成6年5月 ソニーファイナンシャルサービスヨーロッパインク代表取締役社長 平成10年3月 ソニーヨーロッパファイナンスピーエルシー代表取締役社長 平成12年7月 ソニー株式会社CEO室室長(現任) 平成13年4月 同 グローバル・ハブ経営業務室室長(現任) 平成14年4月 同 グローバル・ハブIOS企画管理部部長(現任) 平成14年4月 同 グローバル・ハブIOS戦略研究所グループ戦略研究室室長(現任)</p>	3株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴および他の会社の代表状況	所有する 株式の数
5	わた い あき ひさ 渡井 昭久 (昭和40年9月30日生)	平成元年3月 慶應義塾大学理工学部卒業 平成元年4月 株式会社住友銀行(現株式会社三井住友銀行)入行 平成12年2月 株式会社インターネットイニシアティブ入社 社長室長(現任) 平成12年9月 株式会社クロスウェイブ ファシリティーズ取締役(現任) 平成12年11月 AyalaPort Makati, Inc. 取締役(現任) 平成13年6月 株式会社アトム取締役(現任)	0株
6	りん の ひろし 林野 宏 (昭和17年8月5日生)	昭和40年3月 埼玉大学文理学部卒業 昭和40年4月 株式会社西武百貨店入社 昭和57年3月 株式会社西武クレジット(現株式会社クレディセゾン)入社 昭和58年4月 同 取締役 昭和60年4月 同 常務取締役 平成7年6月 株式会社クレディセゾン専務取締役 平成7年12月 株式会社ヘルスパーク取締役(現任) 平成10年9月 株式会社ユニテッドパケーション取締役会長(現任) 平成11年6月 株式会社クレディセゾン代表取締役専務取締役 平成12年6月 同 代表取締役社長(現任)	0株

- (注) 1. 取締役候補者小山謙一氏、同 橋谷義典氏、同 渡井昭久氏、同 林野 宏氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件をみたしております。
2. 取締役候補者林野 宏氏は、株式会社クレディセゾンの代表取締役であり、当社は同社と収納代行等の取引関係があります。
3. その他の取締役候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。

以 上

(メモ欄)

A series of 15 horizontal dashed lines for writing notes.

(メモ欄)

A series of 15 horizontal dashed lines for writing notes.

株主総会会場ご案内図

会場 東京都新宿区霞岳町15番地

日本青年館大ホール

(代) ☎ 03 (3 4 7 5) 2 4 5 5



交通 営団地下鉄銀座線「外苑前駅」下車
神宮球場方面 3番出口より徒歩約8分
都営地下鉄大江戸線「国立競技場駅」下車
国立競技場方面A2出口より徒歩約8分
JR中央線・総武線「信濃町駅」「千駄ヶ谷駅」下車 各徒歩約10分

<お願い> お車でのご来場はご遠慮ください